

令和2年厚木市農業委員会6月定例総会議事録

日 時 令和2年6月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1番 市 川 和 典

2番 松 野 勝

3番 野 口 政 夫

4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆

6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文

8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 暁(会長職務代理者)

欠席者

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告11件)
- 2 農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明について (報告1件)
- 3 農地法第3条の3の規定による届出について (報告10件)
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告3件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 6 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 7 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について (24件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和2年厚木市農業委員会6月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の難波博文委員と8番の井上謙治委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、5月12日から6月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で5件、7筆、面積は937平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で6件、7筆、面積は648.22平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、11件、14筆、面積は1,585.22平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明」について、御報告いたします。

対象地は下荻野字子合頭2筆、登記地目は畑、合計面積は1,857平方メートルでございます。
市街化区域内の農地でございます。厚木市が昨年12月に差押えを行った農地について、6月2日に公売が行われました。

この公売に株式会社Aが応札するに当たり、買受適格証明が必要となったものでございます。
同社が競落人となった場合、宅地分譲地として転用する計画であることから、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が受理されるものであることを証明するものです。

内容を審査しました結果、適格であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に準じ専決処理し、令和2年5月25日付けで買受適格証明を交付いたしましたことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、5月12日から6月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は10人、筆数は37筆、面積は14,183.83平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について、御報告いたします。御報告する案件は3件でございます。

1番でございます。農地の所在地は金田字新1筆、登記地目は畑、面積は98平方メートルでございます。

貸人は金田にお住まいのBさん、借人は金田にお住まいのCさんでございます。

現在、当時の貸人及び借人は亡くなっておりますが、昭和39年1月に両者の間で合意解約がなされていたこと及び農業委員会に通知されていたことが判明したため、それらの者の後継者であるDさんとEさんから5月26日付けで解約通知が提出されたものです。

次に2番でございます。農地の所在地は金田字新前河内下1筆、登記地目は田、面積は97平方メートルでございます。

貸人は金田にお住まいのFさん、借人は金田にお住まいのGさんでございます。

現在、当時の貸人及び借人は亡くなっており、その相続人が権利を引き継いでおりましたが、6月1日付けで貸人の都合により合意解約したため、解約通知が提出されたものです。

最後に3番でございます。農地の所在地は愛甲東三丁目3筆、登記地目は畑、合計面積は1,256平方メートルでございます。

貸人は愛甲東3丁目にお住まいのHさん、借人は平塚市桜ヶ丘の株式会社I。

借人の都合により、令和2年3月31日に合意解約がされ、同年5月29日付けで解約通知が提出されたものです。

なお、本来農業委員会への通知は、合意解約通知をした日の翌日から起算して30日以内に農業委員会に通知しなければならないこととされておりますが、2番については、代替わり前の事実が判明し、後継者から通知があったため受理したもので、また、3番については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発せられていたことから、農業委員会への通知が遅れたものであり、期限後ではありますが、受理したものであることを申し添えます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件でございます。

1番でございます。証明願提出者は戸田にお住いのJさん、対象地は戸田字鶴田1筆の一部、地目は田、面積は1,248平方メートルの内232.45平方メートルです。

当該地は、昭和56年に西側の一部810平方メートルに農地転用許可を受け、堆肥センターが建築され、また、平成22年に東側の一部252.17平方メートルに県知事と調整を行い、転用許可不要案件となる認定電気通信事業者が行う中継施設設置として携帯電話用無線基地局が設置されております。

無線基地局設置までは田として耕作されておりましたが、基地局設置により幅約6メートル、奥行き約38メートル程度の細長い残地となり、形状から見て耕作が難しくなったことから、以降未利用地として現在に至っているものです。

これらの経過を踏まえ、堀池会長に現地確認を依頼した結果、5月19日に形状から見て農地として耕作の用に供することができない土地と判断した旨の回答を得たものです。

この結果、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、5月20日付けで非農地証明を交付したものでございます。

なお、非農地証明は、農地等を含む筆の一部では交付できないこととされておりますが、本件は、証明願出部分以外が農地法の規定に基づく手続を踏み、転用されていることから、筆の一部について証明を交付したものです。

また、転用済み面積と今回の証明面積の合計が登記上の面積と相違しておりますが、実測面積が相違していること及び農地法の規定に基づく許可を受けた転用後に北側の一部が道路用地として買収されたことによるものです。

2番でございます。証明願提出者は上荻野にお住いのKさん、対象地は上荻野字王子原1筆、地目は畑、面積は78平方メートルです。

当該地につきましては、昭和45年12月、隣接地に自宅を建築した際、進入路として利用されるとともに、一部に倉庫が建築され、現在まで宅地の一部として利用されているものです。

平成20年撮影の航空写真で明らかに宅地の一部として利用されていること、また、平成23年度固定資産(土地)評価証明書で宅地課税されていることが確認できることから、野口委員及び難波委員に証明願添付資料による確認を依頼した結果、6月5日に農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断した旨の回答を得たものです。

この結果、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、6月8日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。お諮りする案件は3件でございます。

1番でございます。対象となる農地の所在地は下依知字寺前1筆、地目は田、面積は991平方メートルでございます。

渡人は下依知2丁目にお住まいのLさん、受人は金田にお住まいのMさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、種まき機及び管理機等。労働力につきましては、本人のみです。

次に2番でございます。対象となる農地の所在地は及川字十二天下1筆、地目は田、面積は1,128平方メートルでございます。

渡人は温水にお住まいのNさん、受人は及川1丁目にお住まいのOさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

最後に3番でございます。対象となる農地の所在地は上荻野字後谷18筆、地目は田及び雑種地、合計面積は1,815平方メートルでございます。

渡人は藤沢市稲荷にお住まいのPさん、受人は同所にお住まいのQさんです。

本申請は、農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

1番から3番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積については、基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

3番についてですが、農地の間には水路が通っているという理解でよろしいでしょうか。

<専任主幹>

畦畔でございます。

<難波委員>

進入路はどのように確保しているのでしょうか。

<専任主幹>

地図には表示されておりませんが、申請地北側に軽自動車1台通れるほどの幅員の道路がございます。また、申請地には車が転回できるほどのスペースもあり、営農は可能と判断しております。

<難波委員>

その道は厚木市道ですか。

<専任主幹>

厚木市道として認定されております。

<難波委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。対象となる農地の所在は三田字川淵1筆、地目は田、面積は493平方メートルです。

受人は三田の有限会社R、渡人は酒井にお住まいのSさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、くず鉄及び非鉄金属の仕入販売業を営む法人で、県道42号整備事業により、現在使用している資材置場が収用されることに伴い、現在の置場から近いため資材を移動しやすく交通の便がよい当該地を申請されたものです。

申請地の東側は畑、西側は水路、南側は資材置場、北側は駐車場に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に6メートルの暗きょにて設け、敷地内を転圧・整地した上で砂利敷し、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、南側については既存コンクリートブロック及び鋼板塀を利用し、出入口を除く東側、北側及び西側については単管パイプ及び高さ30センチメートルのカラー鉄板を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

次に2番でございます。対象となる農地の所在は中荻野字池ノ谷2筆、地目は田、合計面積は405平方メートルです。

受人は上荻野の株式会社T、渡人は中荻野にお住まいのUさんです。

本申請は、所有権移転による資材設置のための転用許可申請です。

受人は、足場組立工事等の建設業を営む法人で、事業が順調なことから、前面道路の幅員が8メートルあるため出入りがしやすく、資材置場として必要な面積が確保できる申請地を申請されたものです。

申請地の間を市道が通っており、東側及び西側は道路、北側及び南側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地したうえで、砂利敷し、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ1メートルの単管パイプを新設するほか、北側は既存間地ブロックを利用する計画となっております。なお、南側の畑につきましては、申請地よりもより高くなっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

<難波委員>

2番についてですが、原状では、市道と私有地との境が分からなくなっています。
市道の拡幅工事や払下げは行わないのでしょうか。

<農地管理係主事>

代理人に確認したところ、市道路管理者との協議の中で拡幅については求められなかったとのことです。また、受人は道路部と協議した際に払下げの話はなく、また払下げを受ける意思もないと聞いています。ただし、市道との境界については明確に分け、利用することとなっております。

<難波委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程8、議案第30号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第25号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は24件でございます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、24件、39筆、32,195.79平方メートルで、その内新規設定は8件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、使用貸借権が21件、34筆、28,352.79平方メートル、賃貸借権が3件、5筆、3,843平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が16件、24筆、20,393平方メートル、畑が8件、15筆、11,802.79平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻が12件、普通畑が9件、野菜が1件、大豆及び麦が2件でございます。

契約期間別の件数につきましては3年間で24件でございます。

1番から24番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第30号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第30号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

令和2年6月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
